

岩手県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和4年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

令和4年3月22日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 佐藤由也

河川名	免許番号	漁業権者名	種苗放流数 (k g)									産卵場造成箇所数 (箇所)						人工ふ化数 (万粒)		
			あゆ	やまめ	いな	うなぎ	こい	ふな	ひめ	わか	もくず	あゆ	やま	うぐ	かじ	こい	ふな	わか	あゆ	わかさぎ
有家川	内共第1号	種市南漁業協同組合		60	30															
久慈川	内共第2号	久慈川漁業協同組合	1,000	1,700	300	—				200		4		1	1	1	1			
安家川	内共第3号	安家川漁業協同組合	150	500	50									10						
		下安家漁業協同組合	450	2,000	20	—					1,000尾	3		3	3					
普代川	内共第4号	普代村漁業協同組合		70	30									2						
小本川	内共第5号	小本川漁業協同組合	750	680	150	—								2	1					
		小本河川漁業協同組合	350	600		—		—				2		1	1	1				
撰待川	内共第6号	田老町河川漁業協同組合	100	60	20							4	2	2						
田代川	内共第7号		150	60	20							8		2						
閉伊川	内共第8号	閉伊川漁業協同組合	3,000	1,600	800	—						13		16	16					
津軽石川	内共第9号	宮古漁業協同組合	150											1						
大槌川	内共第10号	大槌河川漁業協同組合	200	50	10							1		1						
小槌川	内共第11号		200	50	10							1		1						
鶴住居川	内共第12号	鶴住居川漁業協同組合	400	60	30							6		1						
吉浜川	内共第13号	吉浜漁業協同組合		52	36									2						
盛川	内共第14号	盛川漁業協同組合	1,000	400	50	—	—					5		1	2					
気仙川	内共第15号	気仙川漁業協同組合	1,100	450	100	—						2		20	2	1	1		5,400	
新井田川	内共第16号	西部九戸河川漁業協同組合	160	100	40	—	—							4			2			
馬淵川	内共第17号	上馬淵川漁業協同組合	350	300	100	—	—			200				3						
		南部馬淵川漁業協同組合	2,500	300	100	—	—							3	2					
米代川	内共第18号	岩手県米代川漁業協同組合		50	30									1						
北上川 (上流部)	内共第19号	北上川漁業協同組合	420	140	50	—	—							2	1		1			
岩洞湖	内共第20号	岩洞湖漁業協同組合		60	10					80				5		10	5	5		35,000
松川	内共第21号	松川淡水漁業協同組合	150	120	210									4	3					

雫石川	内共第22号	雫石川漁業協同組合	2,000	500	150		—	150		50				10	1					
		雫石川東部漁業協同組合	50	30	5	—									10	3		10		
築川	内共第23号	盛岡河川漁業協同組合	250	200	30	—								5	2					
稗貫川	内共第24号	稗貫川漁業協同組合	1,000	250	50	—								38	2					
猿ヶ石川	内共第25号	上猿ヶ石川漁業協同組合	300	400	100	—								25	5	2	2			
		猿ヶ石川漁業協同組合	300	100	50	—	—	—						3	1					
豊沢川	内共第26号	豊沢川漁業協同組合	350	130	20	—								14		2	2			
和賀川 (上流部)	内共第27号	西和賀淡水漁業協同組合	300	50	50									1	1					
和賀川 (下流部)	内共第28号	和賀川淡水漁業協同組合	1,050	380	100	—								3	3					
胆沢川	内共第29号	胆江河川漁業協同組合	200	70	20	—								4	2					
広瀬川	内共第30号			20		—	—							2						
人首川	内共第31号			50		—	—							4						
衣川	内共第32号			50	20	10		—						4						
磐井川	内共第33号	磐井川上流漁業協同組合		50	50									1						
砂鉄川	内共第34号	砂鉄川漁業協同組合	1,400	100	100	—				3,000尾				19	3	2				
合 計			19,830	11,812	2,931			150	80	450	7,500尾	49	2	231	55	19	24	5	5,400	35,150

注1 種苗放流する稚魚の標準サイズを次のとおりとする。

あ ゆ 1尾の重量 6グラム  
やまめ " 6 "  
いわな " 6 "  
うなぎ " 30 "  
こ い " 50 "

- 2 さくらますは、やまめの放流をもって増殖とみなすものとする。
- 3 沿岸河川における稚あゆの放流は、自河川採捕の稚あゆを自然遡上が困難な上流部に放流する場合を含むものとする。
- 4 うぐいは、くき瀬を産卵場造成として併用する場合は、くき瀬漁業の禁漁期間を設定する等産卵場の保護措置を講ずるものとする。
- 5 こいの種苗放流を実施する場合は、コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示を遵守するものとする。

6 ふなの種苗放流は、コイヘルペスウイルス病の汚染区域外の安全な種苗を用いるものとする。